

放課後児童健全育成事業

担当課名 児童青少年課

※下記の点について、ご記入をお願いします。
不足する場合は、別途資料等をご提出願います。

■本市における事業名

学童保育所

■事業の概要

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■現計画策定時の確保方策の考え方

4～6年生の学童保育利用者数などを把握するために就学児童のいる世帯を対象に実施したアンケート結果などをとに、「国立市子ども総合計画審議会」において「放課後子ども総合プラン」(※1)の行動計画を策定し、本事業計画に盛り込んでいくこととします。また、行動計画(※2)を推進していくために運営委員会を設け、小学校の余裕教室を活用していくなどして、高学年を受け入れていくための学童保育所の整備やほかごキッズ(放課後子供教室)との一体型の運営(※3)を始めとした、放課後における子どもの居場所のあり方について総合的に検討していきます。

■4年間(令和2年～令和5年)の事業実施の経過(推移)と内容

・確保提供量と実利用者数

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保提供量(人)	定員数	905	905	905	905	905
②実利用者数	入所児童数(5/1時点)	843	851	929	954	
①－②		62	54	-24	-49	
施設数		7か所 (22単位)	7か所 (22単位)	7か所 (22単位)	7か所 (22単位)	7か所 (22単位)

※実利用者数が確保提供量を上回っている年度においても、入所要件を満たす家庭は全て受入れを行ったため、待機児童は発生していません。

・事業の経過

令和2年度より：年々ニーズが高まる中、保育空間の確保のため、学校教室を借用し希望する家庭全てを受け入れる全入所を維持
量に対する対応のみでなく、保育の質向上のため、指導員への応急処置・しょうがい児対応研修等を実施
新型コロナウイルス感染症の流行により、可能な限りの家庭保育のお願いを実施する一方、保護者の就労等により保育が欠ける児童には、感染症対策を十分に行ったうえで受入れ

放課後子ども教室（ほうかごキッズ）との連携については、放課後子ども総合プラン運営委員会での協議・情報共有を行うとともに、日頃の放課後子ども教室実施における現場での連携

令和5年度 : 保護者等よりいただいたご意見を基に、対応についての具体的なケース検討

学童保育所への登所に課題を抱える児童に対し、タクシー移送事業の開始

放課後等デイサービスが馴染まない、中学生しょうがい児に対し、試行的に中学生学童を開始

■次年度以降の方向性

全国的に課題となっている「小1の壁」を打破するため、国においては、「放課後子ども総合プラン」「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童対策を推し進めてきました。また、令和5年12月に策定された、「放課後児童対策パッケージ」においても、引き続き保育の受皿整備について推進することが求められています。

これら国等の動向を踏まえ、国立市においても、増加するニーズに対応し、小学生全学年の受入れ（全入）を継続していくべく、学校施設の活用を積極的に調整するなど環境整備を進めます。また、放課後子ども教室との連携について、学童保育所に登所する児童と、放課後子ども教室より参加する児童の交流の観点、及びより効率的な事業運営の観点から、より強力に連携できる方法を検討します。

同時に量のみならず、保育の質向上のため、引き続き指導員への研修等を実施するとともに、更なる質向上のための取り組みを検討します。

■その他

以上で調査は終了です。
ありがとうございました。